| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | 措 置 等 の 状 況 | 対応 |
| --- | --- | --- |
| ２．未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 |
| （4） 個々の未収金の検討の結果 |
| ②　補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金について【福祉部】 | 当該債権は、社会福祉法人Ａに対する補助金の不正受給の返還命令に伴うものである。当該不正受給は当時の理事長の独断による単独かつ悪質な不正であり、共謀者である施設工事の発注先業者である代表取締役は法人外部にあることから、新体制となった現状の法人に対する恩情的な心情は理解できる。しかしながら、あくまでも補助金の交付対象は当該社会福祉法人に対するものであり、不正受給の大阪府に対する返還責任は当該社会福祉法人にある。そこで、大阪府は府民の負担を増加させないためにも当該債権の債権者として債権の保全に向けた毅然とした対応が必要である。この点について、現状において以下の点について問題がある。（イ）現状では、平成22年３月24日付大阪府知事宛「返済方法に関する文書」において、返済額は毎月一定額と決算時に「決算後１月以内に当期資金収支差額の50％を納付する。」と定められている。当該文書が大阪府と当該社会福祉法人との間で返済方法を定めた唯一のものであるが、平成24年度決算に係る納付がただちに行われていなかった（結果番号１）。 | 法人との連絡を密にし、返済文書に記載どおりの返還に遺漏の無いように努める。 | 経過報告 |
| ② 原爆被爆者手当金返納金について【健康医療部】 | 原爆の被爆者が６千数百名府内におり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下、「原爆法」という。）上の定めに基づき毎月原爆被爆者手当金を給付している。原爆被爆者が死亡した場合、役所への届け出の他、原爆法上大阪府へ届けをする必要があるが、この手続きを行わない遺族が多く、一時的に過払いとなった時の返納金が当債権の内容である。現在、新公会計制度に基づく報告上、債権回収整理計画上、また債権有高通知上、いずれも未収金として認識し報告している金額が債権として認識すべき金額とは異なっている。未収金の金額が7,000千円程度過少となっているため、適切に処理すべきである（結果番号２）。 | 当該債権は非強制徴収公債権であり、５年の消滅時効期間を経過した場合、時効の援用を要することなく当然に消滅する。過少となっている未収金については、債権判明時又は相続人特定時に既に上述のとおり消滅時効が完成した債権であることから、システムによる調定を行わず、伺いにより不納欠損として整理した。（結果番号２） | 措置 |
| ④　府営住宅使用料及び損害金（入居者）について【住宅まちづくり部】 | （ロ）このように、当該債権は原契約者である契約名義人が既に死亡あるいは連絡が途絶えている状況、また、相続人についても居所不明あるいはそのほとんどにおいて直近１年間の入金がないこと等からも客観的に支払意思がないと認められる状況にあることから、今後の回収は極めて困難であると考えられる。そこで、当該債権のうち、少なくとも本監査で検討の対象とした35件109,788千円は、回収可能性はないものとして、破産更生債権に分類すべきである（結果番号４）。 | 35件のうち２件は、平成29年度中に回収可能性はないものとして、債権整理予定。残る33件については、回収や債権整理に向け現在調査中。 | 経過報告 |